

(対大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水) 衆・法務委

司法法制部 作成
井出 庸生 議員(民進)

想定5問 司法修習生の実務修習地についてどのように決まるのか、希望は通るのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

- ・ お尋ねは、司法修習の運用に関わる事項であり、司法修習を所管する最高裁判所にお尋ね願いたい。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 携帯 】

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
井出 庸生 議員(民進)

想定6問 司法修習生の修習先に応じた経済的負担を把握するため、司法修習生の経済的負担につき、アンケートなどの実態調査はしているのか、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 日弁連が司法修習生を対象に支出状況を継続的に調査した「修習実態アンケート」があり、今回の制度設計に当たっては、その結果も参考とした。

〔実態調査の実施〕

- ・ 司法修習生の経済的負担の実態に関しては、日本弁護士連合会が各修習期の司法修習生を対象として、支出状況等を継続的に調査した「修習実態アンケート」調査があり、その結果は、司法修習生に対する経済的支援策などを検討してきた法曹養成制度改革連絡協議会にも提供されてきたところ。
- ・ 法務省における今般の司法修習生に対する経済的支援策の制度設計に当たっては、このアンケート調査の結果も参考として、検討したもの。

〔日弁連アンケートの結果〕

- ・ なお、日弁連が実施した第68期司法修習生の修習実態アンケート結果によれば、修習生の実務修習期間中の標準的な1か月の支出状況は、平均支出月額が約18万1000円であり、



第68期司法修習生への修習実態アンケート集計結果(抜粋)

【実施対象】第68期司法修習生(アンケート送付数:1975通)

【実施時期】2015年7月15日から2015年9月4日まで

【実施方法】配属地の弁護士会にて配布, 回収

【回答数】864通(回答率49.0%)

【実施目的】司法修習生の修習実態を明らかにすること

【回答者の属性等】

○性別

	人数	割合
男性	626	72.5%
女性	185	21.4%
無回答	53	6.1%
合計	864	100%

○年齢

	人数	割合
23歳以下	11	1.3%
24～26歳	360	41.7%
27～30歳	312	36.1%
31～35歳	83	9.6%
36～40歳	60	6.9%
41～45歳	14	1.6%
46歳以上	11	1.3%
無回答	13	1.5%
合計	864	100%

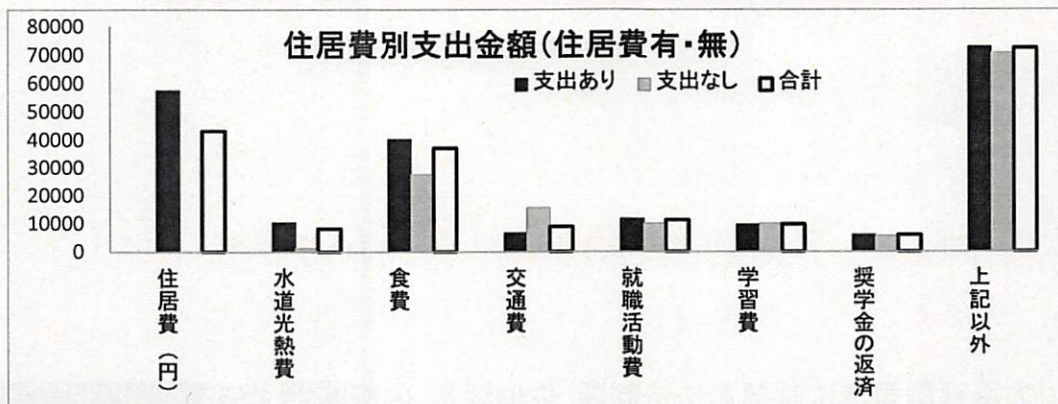
問35 現在の配属先における実務修習期間中の標準的な1か月間のあなた自身の支出の状況について、下記の表に記入して下さい。

住居費支出の有無		住居費	水道光熱費	食費	交通費	就職活動費	学習費	奨学金の返済	情報通信費
支出しない	回答数(人)	196	195	194	194	189	194	193	195
	平均値(円)	¥0	¥1,292	¥27,618	¥15,553	¥9,941	¥10,007	¥5,533	¥7,011
支出している	回答数(人)	594	584	582	572	563	574	564	579
	平均値(円)	¥57,411	¥10,329	¥40,100	¥6,552	¥11,629	¥9,534	¥5,985	¥10,117
合計	回答数(人)	790	780	778	770	754	772	759	777
	平均値(円)	¥43,167	¥8,185	¥36,949	¥8,844	¥11,188	¥9,688	¥5,881	¥9,337
住居費支出の有無		年金・各種保険料	諸雑費(医療費・日用品費・衣服費など)	交際費	その他①(住宅ローン・住民税など)	その他②	その他③	全項目合計	
支出しない	回答数(人)	192	192	194	121	106	103	195	
	平均値(円)	¥10,395	¥15,942	¥26,876	¥7,351	¥1,943	¥1,002	¥134,625	
支出している	回答数(人)	567	570	575	352	310	304	590	
	平均値(円)	13,076	15,138	27,219	5,632	1,265	100	207,121	
合計	回答数(人)	762	766	774	475	418	409	829	
	平均値(円)	¥12,376	¥15,359	¥27,177	¥6,088	¥1,551	¥326	¥180,528	

その他:住民税、司法修習貸与金保証料、帰省のための交通費、養育費・教育費、実家への仕送り、二回試験後の引越費用・家具家電等購入のための貯蓄等、生命保険、自動車ローン など

◎住居費別の平均金額

住居費支出	支出あり	支出なし	合計
回答数(人)	594	196	790
住居費(円)	¥57,411	¥0	¥43,167
水道光熱費	¥10,329	¥1,292	¥8,185
食費	¥40,100	¥27,618	¥36,949
交通費	¥6,552	¥15,553	¥8,844
就職活動費	¥11,629	¥9,941	¥11,188
学習費	¥9,534	¥10,007	¥9,688
奨学金の返済	¥5,985	¥5,533	¥5,881
上記以外	¥72,547	¥70,520	¥72,214
合計	¥207,121	¥134,625	¥180,528



(対^{大臣}・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
井出 庸生 議員(民進)

想定7問 ①実家から修習先へ通勤できる修習生, ②従来の居住地から引っ越しをすることなく修習先に通勤できる修習生, ③実家等から修習先への通勤が不可能で, 新たに住居を確保することを迫られる修習生の割合は過去5年でそれぞれどの程度か, 法務大臣に問う。

〔結論〕

- ・ お尋ねは, 司法修習の運用に関わる事項であり, 司法修習を所管する最高裁判所にお尋ね願いたい。

【責任者: 大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線¹²³⁴ 携帯⁰⁹⁰⁻¹²³⁴⁻⁵⁶⁷⁸】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水) 衆・法務委

司法法制部 作成
井出 庸生 議員(民進)

想定8問 住居費に応じた司法修習生に対する経済的支援はどの程度あり、実体としてどれほどの住宅補助の役割を果たしているのか、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 住居給付金については、司法修習生の修習期間中に要する住居を確保するための資金の一部として、一定の役割を果たすことになるものと思料。

〔前提〕

- ・ 司法修習生が住宅を借り受け、家賃を支払っている場合には、住居給付金として月額3.5万円を支給することを予定。
この金額は、法曹人材確保の充実・強化の推進を図るという制度の導入理由のほか、他の給付制度との比較(注)、司法修習生の生活実態その他の諸般の事情を総合考慮して決定したものである。

(注) 生活保護法における単身世帯の住居扶助額の全国平均は月額3万4,542円。

なお、国家公務員については、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、住居手当については、月額2万7,000円を上限として支給される。

〔所見〕

- ・ この住居給付金については、司法修習生の修習期間中に要する住居を確保するための資金の一部として、一定の役割を果たすことになるものと思料。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】

(対[■]大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
井出 庸生 議員(民進)

想定9問 司法修習生は、司法修習において、罪刑法定主義や刑法の謙抑主義を改めて学ぶのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

- ・ お尋ねは、司法修習の運用に関わる事項であり、司法修習を所管する最高裁判所にお尋ね願いたい。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線[■] 携帯[■]】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
井出 庸生 議員(民進)

想定10問 国際法, 国際人権法, 国際刑事法については, 司法修習でどのような形でどのくらいの時間をかけて学ぶのか, 法務大臣に問う。

〔結論〕

- ・ お尋ねは, 司法修習の運用に関わる事項であり, 司法修習を所管する最高裁判所にお尋ね願いたい。

【責任者: 大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 携帯】

(対[■]大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
井出 庸生 議員(民進)

想定11問 将来の司法を担う人材である司法修習生が、激変する国際法、国際人権法、国際刑事法を学ぶ大切さにつき、法務大臣の所見を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 将来の司法を担う人材が国際法分野の知見を修得することには重要な意義がある。
- ・ 司法修習過程において適切な取組がされていると承知。

〔国際的知見の重要性〕

- ・ 将来の司法を担う法律家については、高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において活躍することが期待されると理解。
その観点からすると、経済社会の国際化が進む中で、司法修習生など将来の司法を担う人材が、その養成課程において、国際法の分野に関する知見を修得することは重要な意義があると理解。

〔司法修習過程における取組〕

- ・ 現在の司法修習過程においても、国際法の分野に関するカリキュラムを実施するなど、司法研修所において適切な取組がなされているものと承知。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線[■] 携帯[■]】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
井出 庸生 議員(民進)

想定12問 司法修習において、双罰性についての考え方、日本の裁判例などは教えるのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

- ・ お尋ねは、司法修習の運用に関わる事項であり、司法修習を所管する最高裁判所にお尋ね願いたい。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】

(対[■]大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
井出 庸生 議員(民進)

想定13問 司法修習において、国際法と国内法との優先順位、国際法の実効性についてどう教えるのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

- ・ お尋ねは、司法修習の運用に関わる事項であり、司法修習を所管する最高裁判所にお尋ね願いたい。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線[■] 携帯[■]】